

## 公共工事入札における新規雇用に対する優遇措置の導入について

茨城県緊急経済・雇用対策の一環として、離職者等の新規雇用について積極的に取り組む建設業者を公共工事入札において優遇する措置について、以下のとおり実施することといたしました。

### 記

#### 概要

前職を解雇された者又は内定取消になった者を雇用した建設業者を公共工事の入札で優遇する。(優遇は雇用された者が県内に居住している場合、あるいは、雇用後の勤務先が県内の場合に限る)

- 1 入札参加資格(格付)・・・詳細は資料1参照  
平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日(内定取消になった者は 4 月 1 日)までに雇用した実績人数に応じて加点  
【適用日】平成 21 年 6 月 1 日
- 2 総合評価方式・・・詳細は資料2参照  
平成 20 年 11 月 1 日から工事竣工日までの雇用人数(雇用実績に加え、工事受注後の雇用計画も含む)に応じて加点  
【適用日】平成 21 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事